

消火器悪徳新商法 - 西日本防災システム

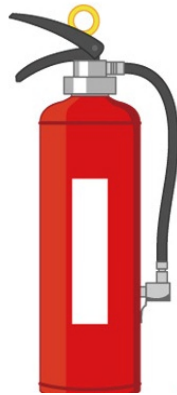
最近の新たな消火器悪徳商法の一例

60代の聴覚障害の女性宅にある日、男性が突然訪問しました。女性は聴覚障害があるため、筆談などで会話をしたところ、細かい部分はよく分からなかったけれども、亡くなった夫が以前買った消火器の交換なのだろうと思い、2万円支払って交換してもらいました。すると2か月後にまた同じ男性が「消火器の取り換え時期だ」と訪ねてきたので、2万円支払って取り換えました。その後も2か月おきに計4回訪問を受けて消火器を交換し、8万円以上支払ってしまいました。こんなに頻繁に消火器を取り換えるのはおかしいのではないか、返金してほしいと消費者センターに相談し、発覚したものです。

この事例のほかに「この消火器は耐用年数を過ぎている」とか「消火器は1年に1回交換する義務がある」などの嘘を言って購入させるケースもあるようです。消火器には使用期限が表示されており、「交換」などと言われた場合は、まず表示を確認するようにしてください。また、一般の住宅に消火器の設置義務や交換頻度などに関する法律はなく、設置や交換の判断は、自分でよく考えて行うように注意喚起されています。

同時に、一人暮らしの高齢者や障害者の家に見知らぬ人が出入りしていないかなど、身近な人が日ごろから気を配ってあげることも非常に大切です。少しでも不審な点や分からない点があるときはその場で契約せずにきっぱり断ることが重要です。心配なときは、お住まいの自治体の**消防署や消費生活センター、警察**等に相談してください。「名刺を下さい」って言うのも効果があるようですよ！

火災の多発で防火に対しての意識も高まる中、消火器の悪徳訪問販売など防災意識につけこんだ悪徳商法には**御注意あれ！** 特にお体の不自由なお年寄りへの犯罪に対しては徹底的に！



西日本防災システム

NIISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

